（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十　（略）

2　前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十五号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3・4　（略）

（軽微な事項の変更の届出等）

第五十一条の十三　法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数並びに当該事務所ごとの同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数

六～八　（略）

2～4　（略）

（旅客から収受する対価の公示等）

第五十一条の十四　（略）

2　前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号に掲げる自家用有償旅客運送者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　市町村又は第四十八条第二号に規定する都道府県　当該市町村又は当該都道府県のウェブサイトへの掲載

二　一部事務組合等又は特定非営利活動法人等　当該一部事務組合等若しくは当該特定非営利活動法人等のウェブサイト又は関係する市町村若しくは都道府県の協力を得て行う当該市町村若しくは都道府県のウェブサイトへの掲載

（運行管理）

第五十一条の十七　（略）

2　前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所（以下「特定事務所」という。）にあつては、当該特定事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の特定事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者）の中から、当該特定事務所ごとの同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

3　（略）

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十　（略）

2　前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3・4　（略）

（軽微な事項の変更の届出等）

第五十一条の十三　法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

六～八　（略）

2～4　（略）

（旅客から収受する対価の公示等）

第五十一条の十四　（略）

2　前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号に掲げる自家用有償旅客運送者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　市町村　当該市町村のウェブサイトへの掲載

二　特定非営利活動法人等　当該特定非営利活動法人等のウェブサイト又は関係する市町村若しくは都道府県の協力を得て行う当該市町村若しくは都道府県のウェブサイトへの掲載

（運行管理）

第五十一条の十七　（略）

2　前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所（以下「特定事務所」という。）にあつては、当該特定事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の特定事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者）の中から、当該特定事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

3　（略）